

令和 6 年度 SDGs 推進全世代健康都市圏創造事業  
「郡山市健康づくりキャンペーン」業務委託仕様書

**1 業務名**

令和 6 年度 SDGs 推進全世代健康都市圏創造事業「郡山市健康づくりキャンペーン」業務  
(以下「本業務」という。)

**2 履行期間**

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

**3 業務目的**

本市の主な健康課題及びその解決方法を郡山市民に周知・啓発することで、市民が自身の健康に関心を持ち、健康づくりへ向けた行動変容と行動の定着による健康指標の改善を図り、健康寿命の延伸を目指すことを目的とする。

**4 業務方針**

- (1) 本市の健康課題を解決する基本となる「①減塩」「②禁煙」「③脱肥満」を本業務の重点項目とする。
- (2) キャッチコピー及びサブキャッチコピーは、令和 5 年度「郡山市健康づくりキャンペーン」で使用した「ちょっとかえる、ちょっとかわる。暮らしに健康をプラス。」、「ちょこっと健康。チョイケン！（choi-ken）」とし、生活習慣を大きく変えることは困難であることから、市民の「日常を少し変える」後押しをする企画とする。なお、キャッチコピーのロゴデザインは発注者から提供するものを使用すること。
- (3) 周知・啓発を図るターゲットごとの本市の主な健康課題と重点項目、重点項目ごとのキーワードは別紙 1「令和 6 年度健康づくりキャンペーンにおけるターゲット、重点項目」のとおりとし、本業務はこれらを意識した企画とする。
- (4) ターゲットは全世代とするが、以下の理由から特に子育て・働き世代へのアプローチを重点的に行う。
  - ア 不適切な生活習慣者が多い。
  - イ 健康づくりのための時間が取れない場合が多い。
  - ウ こどもや高齢者の親を持つ者が多い。(子育て・働き世代を経由したこども、高齢者へのアプローチが可能)
- (5) 特に健康に対する無関心層を意識した企画とする。
- (6) 別紙 2「郡山市健康課題全体像」、別紙 3「誰一人取り残されない全世代型健康サービスの提供のために（個別データ）」を業務の参考とすること。

- (7) 福島県が実施する県民向けの各種健康づくり事業との相乗効果が得られるよう福島県事業の情報収集等を行うこと。
- (8) 昨年度実施した「令和5年度郡山市健康づくりキャンペーン」との継続性も意識しつつ企画すること。昨年度のキャンペーンの内容は下記ウェブページを参照のこと。  
<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kokokara-koriyama/91683.html>

## 5 健康づくりキャンペーンの期間

契約締結後、準備が整い次第（遅くとも令和6年10月頃）開始し、おおむね令和7年3月までをキャンペーンの期間とする。なお、開始期日及び終了期日は発注者と協議の上決定するものとする。

## 6 委託業務内容

### (1) 共通事項

- ア 受注者は、業務の企画、準備、運営から実績報告まで全ての業務を行うものとする。
- イ 業務の遂行に要する経費は、特に指定がある場合を除き、全て受注者が負担する。
- ウ 本事業の実施に伴う著作権は全て発注者に帰属するものとする。
- エ 提案された企画は必要に応じて発注者と協議の上、修正するものとする。

### (2) 企画の全体像及びスケジュールの作成

- ア 委託業務内容を総括した全体像を作成すること。
- イ 健康づくりキャンペーン期間内において、各委託業務を効果的に実施できるスケジュールを作成すること。

### (3) 3ステップによる健康づくりに向けた効果的な行動変容を促す企画及び運営

#### ア 各種メディア等での情報発信（健康づくりへのきっかけづくり）

- (ア) 各種メディア等により、本市の主な健康課題等を周知し、「心と体の健康応援サイト ココカラこおりやま！」（以下「ココカラ」という。）の詳細ページに誘導する。
- (イ) 本市 SNS、テレビ CM、新聞広告、フリーペーパー等あらゆるメディアの中から、目的達成のために効果的なメディアを選択して利用すること。
- (ウ) SNS での情報発信は必須とする。
- (エ) SNS での情報発信は本市の各種 SNS の既存アカウントを使用すること。
- (オ) 受注者は SNS の原稿を発注者に納品し、発注者において配信を行う。
- (カ) SNS による広告配信も可能とする。

#### イ 「ココカラ」による情報発信（健康づくりへの関心アップ）

- (ア) 上記「ア 各種メディア等での情報発信（健康づくりへのきっかけづくり）」から誘導する「ココカラ」のウェブページの原稿（テキスト、画像等）を制作すること。

- (イ) ウェブページには、アで発信した健康課題等の詳細とその解決方法、関連する本市の事業等を掲載すること。
- (ウ) ウェブページの原稿は発注者に納品し、発注者において「ココカラ」への配信作業を行う。

#### ウ 福島県事業「ふくしま健民アプリ」（以下「アプリ」という。）等の周知と「アプリ」活用による企画・運営（行動促進・定着）

- (ア) 「アプリ」の活用を周知し、行動促進を図る。「アプリ」を利用できない市民（スマートフォンやタブレット等を利用していない市民）向けには本市事業「こおりやま生きいき健康ポイント事業」の活用を周知すること。
- (イ) こおりやま広域圏内の住民対象の「アプリ」を活用した企画及び運営を行うこと。
  - a 企画は「アプリ」の改修を必要とせず、既存の機能を使用して実現可能なものとする。
  - b 「アプリ」の既存機能には、健康関連事業の「ミッション」への登録、一定期間内におけるグループ対抗歩数競争等の機能がある。
  - c 「アプリ」の活用については、事業主体である福島県及び事務局を担当する事業者と調整を図ること。
  - d 参加者には景品をプレゼントすることとし、企画内容に応じた景品の選定及びプレゼント対象者の選定を行うこと。
  - e 景品は委託料の範囲内で受注者が準備すること。受注者が協賛企業を募り、協賛企業の商品を景品とすることも可能とする。
  - f プレゼントする対象者は企画の内容によって最適な選定方法とすること。

#### （４）啓発資材の作成

##### ア 啓発動画

- (ア) 市民が健康づくりに興味を持つことにつながる啓発動画を制作すること。
- (イ) 重点項目である減塩、禁煙、脱肥満に特化した動画とし、各重点項目１本以上の動画を制作すること。
- (ウ) 動画のシナリオについては、作成前に発注者の許可を得て決定すること。
- (エ) ナレーションや出演者の音声等を挿入する場合は、それに対応する字幕及び手話動画を挿入すること。手話動画については、発注者にて提供し、受注者にて編集を行うものとする。
- (オ) BGMを挿入する場合、音楽素材の使用に関しては、オリジナル又はフリー音源を使用するなど、著作権の問題が生じないようにすること。
- (カ) 制作した動画の具体的な活用方法を提案すること。
- (キ) 啓発動画は発注者に納品するものとし、YouTube や「ココカラ」、本市 SNS への配信作業は発注者が行うものとする。

##### イ ポスター

- (ア) 重点項目である減塩、禁煙、脱肥満について、「日常を少し変える」後押しをするようなポスターを制作すること。

(イ) フルカラー４色、各重点項目につき１種類５０部ずつ制作すること。

(ウ) PDFデータでも納品すること。

(５) Health Wave KORIYAMA 出演団体等のパネル展の開催

ア 「ココカラ」で配信した「Health Wave KORIYAMA」に出演した団体、事業所等を紹介するパネル展を、民間商業施設等で郡山市内、こおりやま広域圏内それぞれ１回以上開催すること。

イ パネル展に使用する写真パネルは発注者が提供し、パネル設置に必要なその他の機材、その他パネル展に必要な物品等は受注者にて準備する。「ココカラ」で配信した動画データが必要な場合は発注者が提供する。

ウ 提供する写真パネルは、B２サイズ（515×728mm）１４枚程度を想定している。

エ 写真パネルを展示するだけでなく、民間商業施設等と連携し、行動促進につながる効果的な企画とすること。

オ 発注者が提供する写真入りパネルは、以下のとおりとする。

| No | 掲載団体等                               | 区分              |
|----|-------------------------------------|-----------------|
| １  | 福島スポーツエンタテインメント株式会社<br>(福島ファイヤーボンズ) | 運動              |
| ２  | 名倉いきいき体操                            | 介護予防            |
| ３  | ふじた農園                               | 野菜摂取            |
| ４  | 大槻電気通信株式会社                          | 従業員の健康づくり（健康経営） |
| ５  | NPO 法人子育て支援コミュニティプチママン              | 親子の健康           |
| ６  | チャイルドラインこおりやま                       | こどもの心の健康        |
| ７  | 株式会社ヨークベニマル                         | 食育              |
| ８  | 公益財団法人星総合病院高度専門教育センター               | 感染管理認定看護師       |
| ９  | 福島県ボッチャ協会                           | スポーツ            |
| １０ | 郡山笑いヨガくらぶ                           | 笑い              |
| １１ | キッチンさとう                             | 子ども食堂           |
| １２ | 郡山地方広域消防組合                          | 予防救急            |
| １３ | こおりやまオレンジカフェ ビッグハート                 | オレンジカフェ         |
| １４ | ペップキッズこおりやま                         | プレイリーダー         |

※上記以外にも年度内にパネル制作予定のため、パネル展開催時期により提供する写真パネルは増える場合もある。

(６) その他目的を達成するために効果的な企画及び運営

上記（１）～（５）のほか、提案上限金額の範囲内で、本業務の目的に沿う、効果的で実現可能な企画を提案することができる。

## 7 成果品

### (1) 成果品の規格及び提出時期

- ア 実施報告書 紙媒体 1 部（令和 7 年 3 月 31 日）
- イ 収支報告書 紙媒体 1 部（           "           ）
- ウ 「6 委託業務内容」における個別の成果については、「6 委託業務内容（2）」におけるスケジュールを考慮し、発注者と協議の上決定する。

### (2) 納品場所

郡山市保健所健康政策課 郡山市朝日二丁目 15 番 1 号

## 8 業務実施に当たっての留意事項

- (1) 業務全体を管理・統括する責任者を置くこと。発注者との連絡は原則として、この統括責任者を通して行うものとする。
- (2) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議の上、発注者の意向に沿った提案・助言等を行うこと。また、発注者に必要な事項について、受注者は積極的に提案を行うこと。
- (4) 本業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (6) 本業務において受注者が取扱う個人情報については、郡山市個人情報等の保護に関する法律施行条例（令和 4 年郡山市条例第 31 号）等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講ずること。
- (7) 受注者は、本事業の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受注者は、本事業の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うものとする。
- (9) 本業務にて制作した成果品及び映像素材データの著作権等（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）、使用权、その他一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (10) 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。
- (11) 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。